



# 平成25年度 「佐賀県森林環境税を活用した取組」 成果報告



佐賀県 県土づくり本部 森林整備課

# はじめに



森林は、水や空気をつくりだすとともに、土砂災害や渇水・洪水を防ぐなど大切な役割を果たしており、安全・安心な県民生活に欠かすことができません。

しかし、長期にわたる木材価格の低迷や、林業の担い手の減少・高齢化に伴い、森林の荒廃が進んでいます。

このままでは、森林の持つ大切な役割が果たせなくなり、県民生活への影響が懸念されます。

そこで、県民の皆様をはじめ、市・町とも力を合わせ、荒廃した森林の機能を回復し、森林を守り育てるため、平成20年度に森林環境税が導入されました。

「森林環境税」は導入されてから平成25年度で6年目を迎え、森林環境税を財源とした「さがの森林再生事業」第2期の取り組みが始まりました。

ここでは、平成25年度における「さがの森林再生事業」の成果をご報告いたします。

## もくじ



森林の働き	1
さがの森林を守るために	2
さがの森林再生事業	3
荒廃森林再生事業	6
荒廃森林拡大防止対策事業	12
県民参加の森林づくり事業	13
未来へつなぐ宝の森林整備事業	15
さがの森林再生事業体系図	17
佐賀県森林環境税の内容	18
佐賀県森林環境税条例	19
佐賀県森林環境税基金条例	20



# 森林の働き

森林は木材を生産するだけではなく、水資源を育むとともに、土砂災害を防ぎ、私たちが生きていく上で必要な水や空気を作り出すほか、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなど、大切な役割を果たしています。

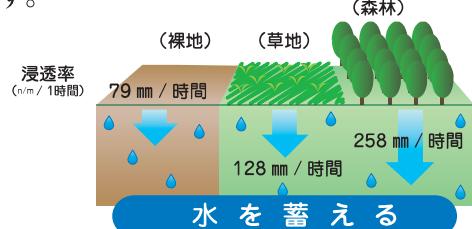
スギの木は、1年間で14kgの二酸化炭素を吸い込んでくれます。これは、人ひとりが1年間で出す量を23本のスギの木で吸い込む計算になります。

また、森林の土は、スポンジのようにたくさんの水を蓄えてくれます。そのため、山崩れを防いだり、洪水や水不足を防ぐ「緑のダム」と呼ばれています。近年、局地的な集中豪雨が多発しており、下流への土砂災害の防止など、森林の公益的機能を維持することが益々重要となっています。

さらに、森林の土壤中の栄養分が川から海に流れ込み、魚や貝などを育てたり、森林が土砂の流出をおさえ、きれいな水を海に流したりするなど、海の豊かさにも大きく関わっているのです。

## 水源のかん養機能

森林の土が雨水を貯留することにより、河川へ流れ込む量を安定させ、洪水や渇水を緩和する機能があります。また、その過程で水質を浄化します。



森林の浸透能力は裸地の3倍

※資料:村井宏、岩崎勇作「林地の水及び土壤保全機能に関する研究」(1975)



## 洪水・土砂崩れ防止機能

森林の下草、落葉や生育する樹木自体が地表を覆うことにより、その侵食を抑制とともに、樹木が根を張り巡らせることによって土砂の流出や崩壊を防いでいます。



※資料:丸山岩三「森林水文」実践林業大学 (1970)

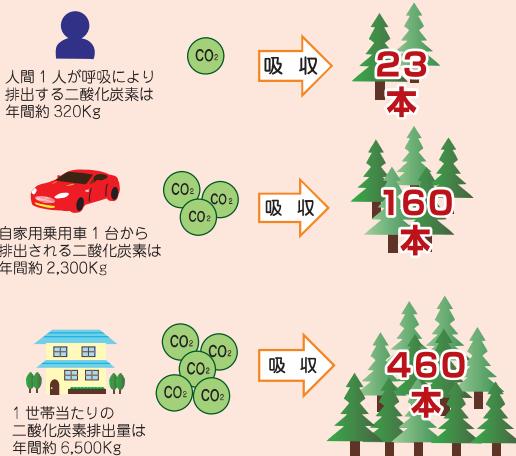
## 地球温暖化防止機能

植物は光合成により二酸化炭素を取り込み、酸素を出すため地球温暖化防止の効果もあります。



※資料:排出する二酸化炭素量は林野庁のHPから抜粋

例えば、1世帯から1年間に排出される二酸化炭素の量は、80年生のスギ人工林約0.8ha(スギ約460本)の年間吸収量と同じくらいです。



木材は、それ自体が二酸化炭素の貯蔵庫としての機能を持っているのです。

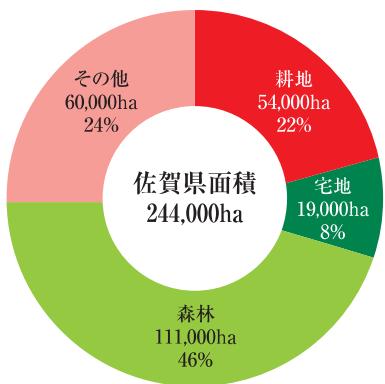


# さがの森林を守るために

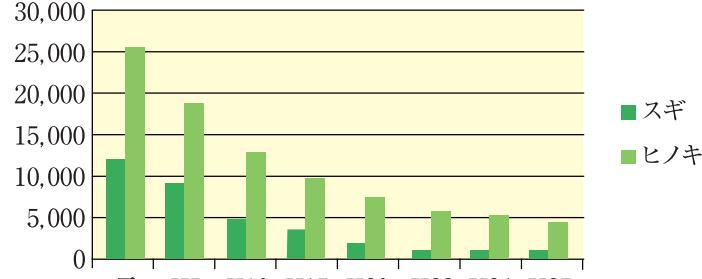
## 佐賀県の森林

佐賀県内の森林面積は111,000 haで県土面積の約46%を占めています。これは全国平均の67%に比べかなり低く、極めて貴重な緑資源となっています。

### 県土利用の状況



### 木材価格の推移



また、原生的な天然林はほとんどなく、スギ・ヒノキの人工林が森林全体の66%と大半を占め、人工林率は全国1位となっています。以前は、木材生産活動が盛んに行われることで、間伐などの手入れがなされ、その結果、森林の持つ様々な機能が発揮されてきました。

しかし、近年は木材価格が低迷しており、林業就業者が山村を離れています。

このため、山村地域が過疎化し、森林の適切な手入れが行われずに、荒廃していく森林が増加してしまっているのです。

荒廃した森林にも原因は様々あり、木々が密集しているため地表に太陽の光が届かない暗い森林や、台風等により倒れた木々が放置されたままになっている森林などがみられます。

県の調査によると、人工林約63,700haのうち、15,300ha(約24%)が緊急に間伐が必要であるという結果がでています。

このまま放置すると、森林の大切な機能が低下し、ひいては山崩れや洪水などの災害が起こり、下流に大きな被害をもたらしかねません。

## これからの森林づくり

県民みんなで森林づくりを支えていくため、すべての県民に広く均しく負担していただく「県民税均等割」に上乗せする方法により課税



「森林はみんなの財産」という基本理念のもと、県民協働により環境を育む「多様な森林づくり」を進め、森林の持つ多様な機能の持続的な発揮を図る。



森林整備作業の様子



手入れがなされず荒廃した森林

今以上に森林が荒廃することを防ぎ、県民全体が森林の持つ恵みを十分に受けられるようにするために、これまでのように森林所有者だけに森林の保全を任せるのではなく、県民の財産として森林を守り育てていかなければなりません。

平成20年度から、佐賀県にお住まいの皆さんには、毎年「佐賀県森林環境税」を納めていただいている。これは、森林を守り育てるための間伐等を促進させるためのもので、県民協働による森林保全活動の支援にも使われています。

大切な森林を守り育て、健全な状態で次世代へと引き継いでいけるよう、森林環境税を資源に、「さがの森林再生事業」に取り組んでいます。



# さがの森林再生事業

皆さんから納めていただいた森林環境税は、県や市町主導による事業や、県民の皆さんにご参加いただく県民協働事業などの6つの事業を通して、さがの森林を再生させるために使われています。

## 行政主導による事業 (県・市町)

### ①荒廃森林再生事業

環境林内の荒廃した人工林において、県が森林所有者に代わって間伐を行い、災害に強い針葉樹と広葉樹が混じりあった針広混交林に誘導していきます。  
※詳しくは6ページへ

### ②重要森林公有化等 支援事業

土砂災害防止等の機能の発揮が期待される重要な森林で、荒廃した森林またはその恐れのある森林について、市町による公有林化を進め、適切な管理を行う必要がある森林を取得するため、経費の支援を実施しています。

### 【重要森林公的管理支援事業】

森林所有者に代わり、市町による荒廃の恐れのある森林を整備するために必要な経費の支援を実施しています。



公的整備

### ③さがの森林再生推進事業

ポスター、リーフレットやテレビCM、新聞広告、ホームページ、Facebookなどを活用し、さがの森林再生事業の紹介や事業計画・実績の公表などのPRを行っています。



## 森林所有者による事業

### ④荒廃森林拡大防止対策事業

木の形質が悪く、林道等からの距離が遠いなど、条件が悪い森林における搬出間伐に対して補助を行っています。  
※詳しくは12ページへ



森林所有者等による整備

## 県民協働事業

### ⑤県民参加の森林づくり事業(提案公募事業)

県民のみなさんが荒廃森林の再生を目指して、自ら企画・立案し取り組む、侵入竹の除去や広葉樹植栽などの「森林づくり活動」を募集し、その活動を支援しています。※詳しい活動の紹介は13ページへ

### ⑥未来へつなぐ宝の森林整備事業

佐賀県を代表する自然環境保全等の観点から、県、市町、CSO等の協働により、虹の松原の再生・保全活動等を行っています。



# もり 「さがの森林再

## 荒廃森林再生事業

10箇所 ①～⑩	実施年度	事業量	事業費
	平成25年度	315ha	141,432千円
環境林名		関係市町	事業面積(ha)
天山		佐賀市・唐津市 多久市・小城市	48.12
北山ダム周辺		佐賀市	25.00
脊振山麓		神埼市・吉野ヶ里町・ 上峰町	17.53
基山		基山町・鳥栖市	16.13
鏡山・伊岐佐ダム周辺		唐津市	—
八幡岳～六角川周辺		唐津市・伊万里市・ 武雄市・大町町・江北町	47.75
玉島川周辺		唐津市	67.53
腰岳・青螺山		伊万里市・武雄市	16.72
杵島山		白石町	14.25
経ヶ岳・虚空蔵山		鹿島市・嬉野市	61.57
合 計		10市6町	314.60



## 重要森林公有化等支援事業

〈重要森林公的管理支援事業〉

実施年度	実施市町		事業量	補助額
平成25年度	佐賀市	多久市	57ha	32,941千円
	小城市	唐津市		
	武雄市	嬉野市		
	鹿島市	太良町		

①～⑩ 県民参加の森林づくり事業  
▲未来へつなぐ宝の森林整備事業



水環境保全、景観保全や生物多様性確保などの多面的機能が高いにもかかわらず、荒廃の恐れのある森林を「環境林」として位置づけています。

# 「再生事業」の概要



## さがの森林再生推進事業

実施年度	事業費
平成25年度	4,868千円

## 荒廃森林拡大防止対策

実施年度	事業量	事業費
平成25年度	278ha	14,788千円

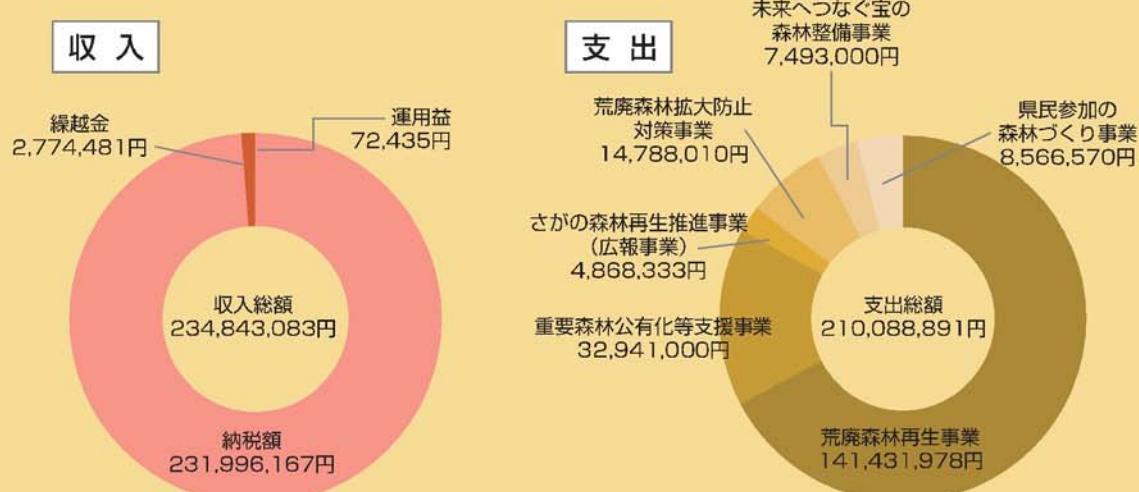
## 未来へつなぐ宝の森林整備事業

実施年度	事業量	補助額	事業費
平成25年度	1事業(補助対象事業)虹の松原 再生・保全事業:54ha	8,982千円	7,493千円

## 県民参加の森林づくり事業

実施年度	事業費	活動団体数	活動者数
平成25年度	8,567千円	9団体	1,893人

### 森林環境税基金の収入と支出(平成25年度)



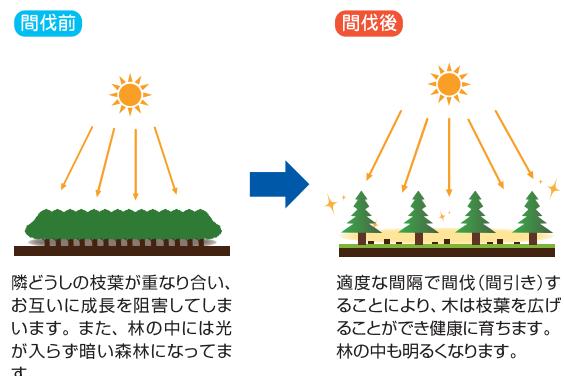
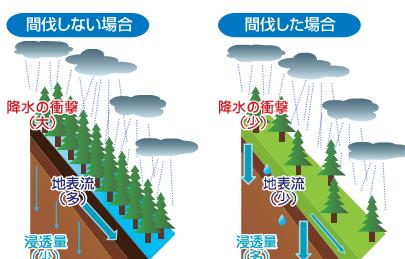


# 荒廃森林再生事業

木が大きく育つためには、光と水と養分が必要です。植えてから15年くらいたった森林では、木と木の間が狭くなってしまいます。そのままにしておくと、木全体に十分な光と水と養分がいきわたらず、木の成長が衰えてしまいます。そのため、なるべくよい木は残して、残す木の成長を妨げる木、成長の悪い木、枯れかかっている木を選んで伐採する「間伐」が欠かせません。

しかし、最近では山村地域が過疎化し、適切な手入れが行われずに放置されてしまっている森林がたくさんあります。

間伐を行わない暗い森林では、下草が育たず地表がむき出しになってしまいます。すると、雨などとともに土が流れ去り、土砂災害など、山地災害が起きやすい森林となってしまいます。



県では水環境保全、景観保全や生物多様性確保などの多面的機能が高いにもかかわらず、荒廃の恐れのある森林を「環境林」として、位置づけています。適切な森林整備を通じて、健全な森林を育てることで、森林のもつ大切な機能を十分に発揮させるため、県内10箇所に選定された環境林内の荒廃した森林において、県が森林所有者に代わり、通常よりも高い比率で間伐を行うことで、災害に強い針葉樹と広葉樹が交じりあった豊かな森林へと誘導する「荒廃森林再生事業」に取り組んでいます。

## 平成25年度 荒廃森林再生事業実施事例

### ① 天山環境林



#### 【地域概要】

県の中央に位置し、一級河川の嘉瀬川、六角川、松浦川の水源地で、標高800m以下に、スギやヒノキの人工林が多い。公有林の整備は比較的進んでいるが私有林の整備が課題となっている。

#### 事業実績

年 度	間伐面積(ha)	事業費(千円)
平成25年度	48.12	24,062



## ② 北山ダム周辺環境林

地域全景



【地域概要】

福岡県と隣接する県都佐賀市の北部に位置し、一級河川嘉瀬川の重要な水資源地域となっている。スギやヒノキの人工林が多いなか、手入れ不足や樹冠が丸くなつており、上長生長が期待できない林分も見られる。

事業実績

年 度	間伐面積(ha)	事業費(千円)
平成25年度	25.00	43,999

整備前



整備直後



## ③ 脊振山麓環境林

地域全景



【地域概要】

佐賀県の東部に位置し、筑後川水系の城原川や田手川などの水源地域である。スギやヒノキの人工林が多いが、竹林の管理が行き届いてないため、人工林への竹の侵入が増加している。

事業実績

年 度	間伐面積(ha)	事業費(千円)
平成25年度	17.53	9,250

整備前



整備直後



## ④ 基山環境林

地域全景



【地域概要】

佐賀県の東部に位置し、7世紀に太宰府防衛のための朝鮮式山城が築かれるなど、歴史にあふれた地域で、スギやヒノキの人工林が多いが、手入れ不足により、間伐や竹の除伐が必要となっている。

事業実績

年 度	間伐面積(ha)	事業費(千円)
平成25年度	16.13	5,605

整備前



整備直後



## ⑤ 鏡山・伊岐佐ダム周辺環境林

地域全景



【地域概要】

佐賀県の北部に位置し、一級河川の松浦川の中流・伊岐佐ダム周辺から、松浦川河口周辺までの森林地域となっており、スギやヒノキの人工林が多いが、手入れ不足により、間伐や侵入竹の除去等が必要となっている。

事業実績

年 度	協定締結面積(ha)	事業費(千円)
平成25年度	81.28	2,924

## ⑥ 八幡岳～六角川周辺環境林

地域全景



### 【地域概要】

佐賀県の中央に位置し、一級河川の松浦川と六角川の上流域で、八幡岳周辺はスギやヒノキの人工林が多いが、その南東に連なる山系には、カシ・シイ等常緑広葉樹林が広がっている。

### 事業実績

年 度	間伐面積(ha)	事業費(千円)
平成25年度	47.75	21,656

整備前



整備直後



## ⑦ 玉島川環境林

地域全景



### 【地域概要】

佐賀県の北部に位置し、アユやヤマメが生息する清流玉島川の下流域周辺で、スギやヒノキの人工林については、過密化し、下層植生が発達しておらず、スギ・ヒノキ林の間伐を実施することにより、針広混交林や複層林に誘導するとともに、荒廃竹林や耕作放棄地への広葉樹林植等を推進する必要がある。

### 事業実績

年 度	間伐面積(ha)	事業費(千円)
平成25年度	67.53	31,419

整備前



整備直後



## ⑧ 腰岳・青螺山環境林

地域全景



### 【地域概要】

佐賀県の西部に位置し、腰岳や青螺山、黒髪山を代表とする山系は、貴重な自然と景観保全が重要な森林地域となっている。人工林については下層植生が発達しておらず、スギやヒノキ林の間伐を実施し、針広混交林や複層林に誘導するとともに、荒廃竹林の伐採や広葉樹の植栽等を推進する必要がある。

### 事業実績

年 度	間伐面積(ha)	事業費(千円)
平成25年度	16.72	35,229

整備前



整備直後



## ⑨ 杣島山環境林

地域全景



### 【地域概要】

佐賀県の南部に位置し、白石平野の農業に必要な水を蓄えるダムやため池群の水源地域の森林であり、スギやヒノキの人工林について、間伐が必要となっているほか、森林に竹が侵入しており、景観保全のための竹の伐採や広葉樹植栽が必要となっている。

### 事業実績

年 度	間伐面積(ha)	事業費(千円)
平成25年度	14.25	6,683

整備前



整備直後



## ⑩ 経ヶ岳・虚空蔵山環境林

地域全景



### 【地域概要】

佐賀県の南部、長崎県境に位置し、多良山系の経ヶ岳や虚空蔵山などを集水域として豊かな水を育む水源地域となっており、スギやヒノキ林については、手入れ不足により、下層植生が発達していない林分も多い。

### 事業実績

年 度	間伐面積(ha)	事業費(千円)
平成25年度	61.57	21,368

整備前



整備直後



## も り 目指す森林



間伐をすることで、森林の中に日光が入り、草木が育って土砂の流出を防ぐとともに、災害に強い針葉樹と広葉樹が交じりあった豊かな森林になります。



## 荒廃森林拡大防止対策事業

森林の持っている水源のかん養や県土の保全などの公益的機能を發揮させるためには、既に荒廃している森林の整備を行うだけでなく、今後、何も手を入れなければ荒廃する恐れのある森林についても整備することが大切です。

しかし、地理的な条件などが悪く、利用できる間伐材が少ない場合、間伐経費がまかなえないことから、手入れが行われない森林があります。

そこで、県では搬出間伐する木の形質が悪く、林道等からの距離が遠いなど、条件が悪い森林において、間伐材の搬出量が1ha当たり40m<sup>3</sup>未満の搬出量が少ない間伐に対して、造林補助金と合わせて1ha当たり262千円の支援を行っています。

平成25年度から始めたこの事業では、278haの条件が悪い森林における間伐が進み、荒廃森林の拡大防止が図られました。



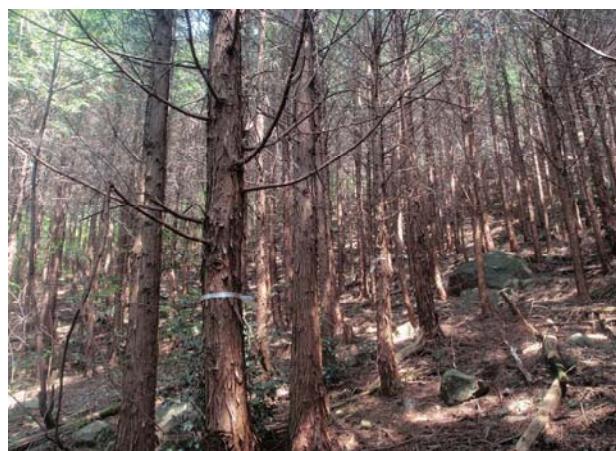
<搬出間伐の状況>



## 事業実績

<太良町>

実施年度	事業量(間伐面積)	事業費
平成25年度	278ha	14,788千円



整備前



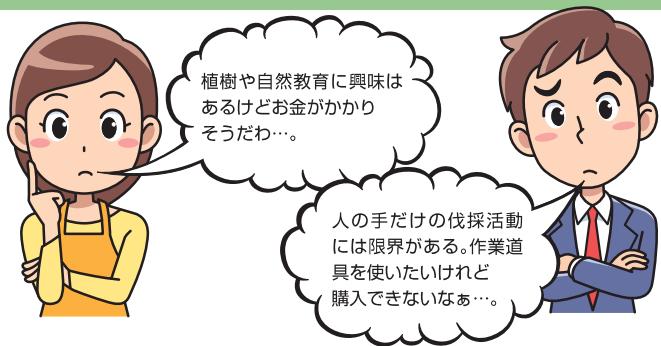
整備後



# も り 県民参加の森林づくり事業

佐賀県では、「森林環境税」を活用した事業のひとつに「県民参加の森林づくり事業」を掲げています。

これは、「作業道具がないので、裏山が荒れているけれど、伐採・整備することができない」や「植樹活動を行いたいが、資金面が不安」といった、森林を守りたいという思いがなかなか行動に移せないことを解消すべく、県民の皆さんのが荒廃森林の再生を目指して、自ら企画・立案し取り組まれる「森林づくり活動」を支援するものです。



県民の皆さんから寄せられた内容を「県民参加の森林づくり事業審査委員会」で審査し、採択された事業には一団体につき年間上限200万円の支援を行っています。



活動の内容もさまざまです。ある団体は子どもたちと一緒に植樹活動を行い、親子で自然や森林の大切さを学び、山村と都市の交流を楽しみ、またある団体は、地域の皆さんで団結して、荒れてしまった裏山の整備を行い、植樹した広葉樹の花が咲くのを楽しめたりされています。

ここでは、「県民参加の森林づくり事業」に参加された団体の活動例を紹介します。

## も り 平成25年度県民参加の森林づくり事業紹介

1	佐賀グリーンヘルパーの会	活動場所 佐賀市		
	活動名称			
教育センター裏山侵入竹整備				
活動内容及び実績				
<p>佐賀県教育センターの上部に位置する森林では、侵入した竹が繁茂し、その一部は同施設の建物に対して倒れかかり非常に危険な状況である。数年間の計画で、侵入した竹を伐採除去とともに、ヤマザクラなどの広葉樹を植樹して、荒廃した森林の再生につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入竹除去 0.1 ha</li> <li>・植栽 0.1 ha</li> </ul>				
意見・感想				
<p>作業前と作業後では見違えるほど景観が改善して、周囲の方々からも喜びの声が聞くことが出来ました。伐採した竹で有効な活用方法がないものか、活動の度に考えさせられています。海外短期留学生の体験活動を受け入れるチャンスに恵まれ、貴重な経験を積むことが出来ました。</p>				
				

2	東田代区	活動場所 伊万里市		
	活動名称			
東田代区ふれあいの森林活動事業				
活動内容及び実績				
<p>東田代周辺において拡大している荒廃地の竹林を伐採し、広葉樹を植えて景観を向上させ、森林の良さを区民や子どもたちにアピールする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入竹除去 0.6 ha</li> <li>・維持管理 0.4 ha</li> <li>・植栽 0.6 ha</li> </ul>				
意見・感想				
<p>森林環境税の補助がある限り森林を守り、荒廃を少しでも阻止しなければと考えています。森林の学校としても頑張って県民の皆様と東田代を拠点に活動したいと思っています。</p>				
				

# 平成25年度県民参加の森林づくり事業紹介

<b>3</b>	<b>高木川内区</b>	活動場所 多久市
活動名称		
<b>共有林荒廃森林での植栽活動</b>		
活動内容及び実績		
<p>桜の開花時期には美しい景観を呈していたが、竹林の繁茂により、桜は竹に覆われてきた。竹林を伐採して広葉樹植栽を行い、以前の美しい里山の再生を図る。また、前年度の植栽実施箇所の竹・雑木・草払いも行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入竹除去 1.0 ha・維持管理 2.0 ha・植栽 1.0 ha</li> </ul>		
意見・感想		
<p>良好な景観が形成され、広葉樹の植栽には子供クラブにも働きかけ、地球温暖化防止に対する教育の一環になればと思っています。この事業を継続する事が、地域住民との交流、地域の活性化が期待できると考えています。</p> 		

<b>4</b>	<b>九千部クラブ</b>	活動場所 鳥栖市
活動名称		
<b>孟宗竹の除去及び育成、植林活動</b>		
活動内容及び実績		
<p>継続して竹を伐採することにより、荒廃した森林の環境を改善する。森林本来の水源かん養機能や県土の保全機能を高め、豊かであった森林本来の姿に再生することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入竹除去 0.5 ha・維持管理 0.8 ha・植栽 0.1 ha</li> </ul>		
意見・感想		
<p>孟宗竹を伐採除去したことによって雑木の少ないところでは林床まで光が射し込むようになり、雑木の成長が促進しているようです。森辺も見通しが良くなり鳥の巣箱設置に利用できました。山村と都市の交流を図り、森林に親しみを持ち、森林の重要性を理解するといった効果がありました。</p> 		

<b>5</b>	<b>NPO 法人かいろう基山</b>	活動場所 基山町
活動名称		
<b>癒しの里山づくり～何度でも訪れたい緑と清流の森づくり</b>		
活動内容及び実績		
<p>活動のテーマである「癒しの里山づくり～何度でも訪れたい緑と清流の森づくり」実現のため、杉林に侵入密生している孟宗竹等を伐採処理して、里山の再生・保全を図る。植樹祭、竹伐採を行うことにより荒廃森林解消へ県民の意識が集まる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入竹除去 1.0 ha・維持管理 2.6 ha・植栽 0.3 ha</li> </ul>		
意見・感想		
<p>“森づくりをとおし、人づくり、地域づくり”を基軸とした活動により、疲弊する中山間地の活性化のモデル化を図りたいと考えています。伐り出した竹を資源化し、自立度を高め、弊団体の活動を維持発展させていきたいと考えています。</p> 		

<b>6</b>	<b>さくらんぼ会</b>	活動場所 多久市
活動名称		
<b>古里再生ボランティア</b>		
活動内容及び実績		
<p>現在管理されず、荒れ放題になっている山林を整備して、昔の状況を取り戻し、子供たちも立ち入れるような森林を目指す。</p> <p>また、小学校のグラウンドの隣接地でもあるため、明るい環境にしたいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除伐 0.1 ha・維持管理 0.3 ha・植栽 0.1 ha</li> </ul>		
意見・感想		
<p>荒廃した山林を再生することで、元気な森林が少しでも多くなることで周辺住民だけでなく、下部の人々も安心して生活が出来ると考えています。元気な森林づくりを進めていくことで、景観を作り出すことが出来ると思っています。</p> 		

# 平成25年度県民参加の森林づくり事業紹介

7	駒鳴区自治会	活動場所	
		伊万里市	
活動名称			
椎立湖「まぼろしの滝」と紅葉の里山づくり			
活動内容及び実績			
<p>地域の宝である、椎立湖及び「まぼろしの滝」周辺の荒廃している森林や侵入竹等を伐採整備し、地域住民によりモミジを中心とした様々な落葉広葉樹を植栽し、美しい景観を持つ里山づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入竹除去 0.1 ha・維持管理 0.2 ha・植栽 0.1 ha</li> </ul>			
意見・感想			
<p>地域住民の緑化や森林保全に対する意識の向上が図られ、今後、都市部からの入り込み客などに森林浴等で癒しの場を提供でき、都市と山村との交流人口が増えることで地域の活性化に繋げて行きたいと思っています。</p> 			

8	おやじの会	活動場所	
		武雄市	
活動名称			
森づくり&人づくり事業～間伐、間伐材の活用、植林を通じて～			
活動内容及び実績			
<p>手が入れられず間伐が出来ず薄暗い森林、イノシシの被害で傷ついた森林が放置されている。土砂災害などで住民や下流域の人々への影響も心配されるため、山林の再生を図り、早急な手立てを講じるべきと考えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採木整理 0.2 ha・植栽 0.2 ha</li> </ul>			
意見・感想			
<p>放置され、荒廃した山林に手を入れ整備する事で、土砂災害、河川の枯渇、環境の荒廃から集落を守り、地域住民がより一層、郷土及びこれを取り巻く森林に誇りと愛着が持てるようになりたいと思っています。元気な森林作りを進めていくことで、多くの人に快適な森林環境をつくることに憩いの森林を享受出来ると思っています。</p> 			

9	NPO法人 レインボー七つの島連絡会議	活動場所	
		唐津市	
活動名称			
荒廃した離島の森林を蘇させながら、島民の雇用の場と憩いの場へ変身			
活動内容及び実績			
<p>人口が減少している馬渡島では、森林を管理する島民も減少している。再生可能な苗木(アブラギリ)の植栽によって、島民と共に育成された苗木を産業として再生していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入竹除去 0.5 ha・維持管理 0.3 ha・植栽 0.5 ha</li> </ul>			
意見・感想			
<p>苗木の成長と共に枝木に葉が芽生え、花が咲き、実がなりこれを搾油して漁船の燃料として活用できることを夢見ています。</p> <p>成木からは、簀子並びに仏壇等の加工品が再生産され、離島の発展に寄与できることが可能と思っています。</p> 			

虹の松原保護対策協議会	活動場所
	唐津市虹の松原
活動名称	
虹の松原再生・保全事業	
活動内容及び実績	
<p>佐賀県を代表する自然環境の保全等の観点から、県、市町、CSO等(NPO法人やボランティア団体など)の協働により、特に重要な森林の維持や復元などを図っている。</p>	
活動状況	
<p>日本三大松原の一つである唐津市の虹の松原の清掃活動を行い、森林を維持しています。</p> 	

# 県民参加の森林づくり事業に参加して



## 住民の力で身近な森を守ろう

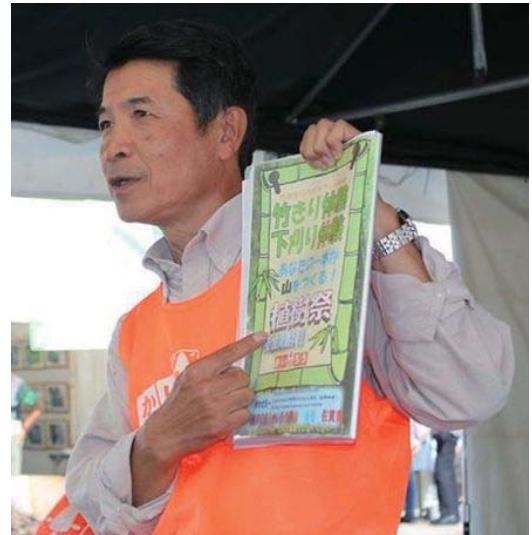
NPO法人かいろう基山 松原幸孝さん

佐賀には美しい里山の風景が広がっていますが、実際は孟宗竹にどんどん侵食され、危機的な状況にあります。孟宗竹は根が浅いため、孟宗の林になってしまふと、土砂災害などの危険も高くなります。何とか、昔ながらの美しい風景を守ろうと、私たち「かいろう基山」（会員56人）は孟宗竹を伐採し、広葉樹を植える活動を続けています。

森林環境税の補助事業として、市民参加型のイベントも実施しており今年は約100人が参加して、孟宗竹を伐採し苗木300本を植えました。参加した市民は、「身近な山が、こんなに荒れているとは知らなかった」と驚きます。ただ、残念ながら、この危機感は一般の人たちにはまだ浸透していないというのが実情です。林業従事者が高齢化する中で、「地域の森は、地域の住民みんなで守る」ことが大事です。

ぜひ、一人でも多くの人に森の現実を見てもらい、行動にも立ち上がりたいと思います。

（松原幸孝  
住民の力で身近な森を守ろう  
佐賀新聞 2014-05-04 朝刊 P6）



# も り 平成25年度 さがの森林再生事業体系図

事項	柱	事業	概要	実施主体	H25実績 (単位:千円)
さがの森林再生事業	県による 荒廃森林の再生	荒廃森林再生事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境林内の荒廃した人工林を針広混交林へ誘導</li> <li>・県と所有者との間で、伐採や開発等を条件とした10年間の協定を締結</li> <li>・県が所有者に代わり、強度の間伐(伐採率40%程度)を実施</li> <li>・整備面積 約315ha</li> </ul> <p style="text-align: right;">【森林整備課】</p>	県	141,432
	市町による公有林化 及び公的管理	重要森林公有化等 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●重要な森林のうち、荒廃した森林等の市町による公有化(購入)及び間伐などの管理を支援</li> <li>・森林の取得経費(土地代・立木代)及び森林管理費を補助</li> <li>・補助率 1/2以内(公有化)</li> <li>・取得面積 0ha</li> <li>・管理面積 57ha</li> </ul> <p style="text-align: right;">【森林整備課】</p>	市町	32,941
	森林所有者等が行う 荒廃森林拡大防止	荒廃森林拡大防止 対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●林道等からの距離が遠いなど、条件が悪い森林における搬出間伐に対して補助</li> <li>・補助金額 262,000円/ha(造林事業の補助金を含む)</li> <li>・整備面積 278ha</li> </ul> <p style="text-align: right;">【林業課】</p>	森林組合・ 森林所有者等	14,788
	県民の皆様からの 提案公募事業	県民参加の森林 (もり)づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●荒廃森林の再生につながる森林づくり活動等を支援し、県民協働による森林づくりを促進</li> <li>・CSO等が企画立案する森林づくり活動等に要する経費を補助</li> <li>・補助率 10/10以内(上限額200万円/年・団体)</li> <li>・審査委員会の開催</li> <li>・補助実績 9事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">【森林整備課】</p>	CSO等	8,567
	県、市町、CSO等 による協働事業	未来へつなぐ宝の 森林(もり)整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●佐賀県を代表する自然環境等を、県民みんなの協働により、維持や復元等を図る。</li> <li>・県、市町、CSO等が一体となり実施する森林植生の維持・保全等のために行う森林保全活動等に要する経費を補助</li> <li>・補助率 1/2以内</li> <li>・支援活動 虹の松原再生・保全活動</li> </ul> <p style="text-align: right;">【有明海再生・自然環境課】</p>	協議会等	7,493
	県民の皆様への 広報活動など	さがの森林(もり) 再生推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の紹介、提案公募事業の募集等を行い、森林について県民意識の醸成と事業の推進を図る</li> <li>・パンフレット、チラシ、報告書の作成</li> <li>・新聞への記事掲載 等</li> </ul> <p style="text-align: right;">【森林整備課】</p>	県	4,868
				計	210,089

# 佐賀県森林環境税の内容

## ●課税の方法

森林の恩恵は、個人・法人問わず広く県民が享受していることから、森林は県民共有の財産との認識のもと県民みんなで支えていく必要があります。

そのため、新たな事業の財源については、すべての県民に広く均しく負担していただく「県民税均等割」に上乗せする方法(超過課税)により納めていただいている。

## ●納税義務者(その年の1月1日現在)

### 個人

県内に住所がある方 県内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷を持っている方  
※非課税となる方  
生活保護による生活扶助を受けている方など  
前年度所得金額が一定以下の方など

### 法人

県内に事務所または事業所を有する法人など

## ●税率

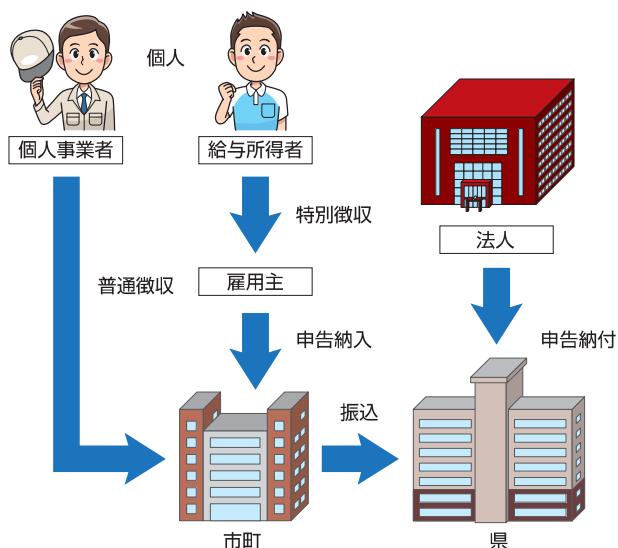
### 個人

年額500円(個人県民税均等割額1,500円に加算、合計額2,000円)

### 法人

資本金の額の区分により加算されます。

資本金等の額	均等割額	加算額	合計額(年額)
50億円を超える法人	80万円	40,000円	840,000円
10億円を超える50億円以下法人	54万円	27,000円	567,000円
1億円を超える10億円以下法人	13万円	6,500円	136,500円
1千万円を超える1億円以下法人	5万円	2,500円	52,500円
上記以外の法人	2万円	1,000円	21,000円



## ●課税期間

5年間（5年後に効果を検証し、必要に応じて制度を見直します。）

### 個人

平成25年度～平成29年度

### 法人

平成25年度4月1日～平成30年度3月31日の間に開始する事業

## ●税収規模

約2億3,000万(平年ベース)

# 佐賀県森林環境税条例

平成19年12月17日公布（佐賀県条例第61号）  
改正平成24年12月20日（佐賀県条例第53号）

## （趣旨）

第1条 この条例は、水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止その他の森林の有する公益的な機能の重要性にかんがみ、県、市町及び県民の協働により取り組む森林環境の保全に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、佐賀県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

## （個人の県民税の均等割の税率の特例）

第2条 平成20年度から平成29年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第35条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。

（平24条例53・一部改正）

## （法人の県民税の均等割の税率の特例）

第3条 平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第41条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額を加算した額とする。

法 人 等 の 区 分	加算額
1 地方税法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額（次号から第4号までにおいて「資本金等の額」という。）が50億円を超える法人（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。次号から第4号までにおいて同じ。）	年額 40,000円
2 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額 27,000円
3 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額 6,500円
4 資本金等の額が千万円を超え1億円以下である法人	年額 2,500円
5 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 1,000円

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第41条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「佐賀県森林環境税条例（平成19年佐賀県条例第61号）第3条第1項」とする。

## （附則）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。（平24条例53・旧附則・一部改正）

# 佐賀県森林環境税基金条例

平成20年3月24日公布（佐賀県条例第27号）

## （設置）

第1条 水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止その他の森林の有する公益的な機能の重要性にかんがみ、県、市町及び県民の協働により取り組む森林環境の保全に関する施策の実施に要する経費に充てるため、佐賀県森林環境税基金（以下「基金」という。）を設置する。

## （積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、佐賀県森林環境税条例（平成19年佐賀県条例第61号）第2条及び第3条第1項の規定による加算額に係る収納額に相当する額からその賦課徴収に要する費用を控除して得た額とし、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

## （管理）

第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。  
2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。

## （運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

## （繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## （処分）

第6条 基金は、県、市町及び県民の協働により取り組む森林環境の保全に関する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

## （補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## （附則）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。



県産木材利用推進プロジェクト  
マスコットキャラクター「モクリン」

## 佐賀県 県土づくり本部 森林整備課

〒840-8570  
佐賀市城内一丁目1-59

T E L 0952-25-7134  
F A X 0952-25-7312  
E-mail shinrinseibi@pref.saga.lg.jp

佐賀県森林環境税

検索





さがみ原市

<http://www.pref.saga.lg.jp/>